

東京都保育従事職員等処遇改善事業実施要綱

3 福保子保第 4498 号

令和 4 年 3 月 3 日

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育従事職員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和 4 年 2 月から収入を 3% 程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、区市町村とする。

3 処遇改善の対象

本事業の対象は、次に掲げる事業を実施する施設等（以下「保育施設等」という。）に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。以下同じ。）とする。

- (1) 東京都認証保育所事業（平成 13 年 5 月 7 日付 12 福子推第 1157 号）（地方裁量型認定こども園を除く。）
- (2) 家庭的保育事業等実施要綱（平成 22 年 6 月 25 日付 22 福保子保第 437 号）別表 2 の 1（1）若しくは（2）又は（6）の規定に基づき実施する家庭的保育事業
- (3) 東京都一時預かり事業及び定期利用保育事業実施要綱（平成 7 年 10 月 23 日付 7 福子推第 276 号）の規定に基づき実施する定期利用保育事業（中核市に所在する事業を除く。）
- (4) 東京都病児保育事業実施要綱（平成 21 年 9 月 8 日付 21 福保子保第 375 号）第 4 の 1 又は 2 の規定に基づき実施する病児保育事業（中核市に所在する事業を除く。）
- (5) 東京都一時預かり事業実施要綱（平成 27 年 7 月 27 日付 27 福保子保第 507 号）4（1）、（3）又は（4）の規定に基づき緊急一時預かりを実施する一時預かり事業（中核市に所在する事業を除く。）
- (6) 緊急 1 歳児受入事業（平成 30 年 3 月 30 日付 29 福保子保第 5924 号）

4 事業内容

令和 4 年 2 月から 9 月までの間、職員に対して 3% 程度（月額 9,000 円）の賃金改善を行う保育施設等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用（以下「賃金改善部分」という。）を補助する。

5 賃金改善等の要件

- (1) 原則として、令和 4 年 2 月から職員に対する賃金改善を実施すること。

※ 賃金改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

- (2) 本事業による賃金改善に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。
- (3) 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

<算式>

「令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「令和2年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

- (4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- (6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

6 補助額の算定

補助額は、施設・事業所ごとに賃金改善部分について、別に定める補助基準額を基に算定すること。

7 事業実施手続

- (1) 保育施設等は、事業開始に当たって施設・事業所の所在する区市町村に対して事業計画書（別紙様式1）を提出することとする。
- (2) 保育施設等は、本事業の終了後、事業実績報告書（別紙様式2）を区市町村に提出し、区市町村の確認を受けることとする。

8 留意事項

- (1) 事業実績報告書等により、保育施設等において実施された賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、補助額の全部又は一部について返還させる。
- (2) 本事業による賃金改善については、以下に規定する賃金改善額及び支払賃金には含まないこととする。

ア 保育士等キャリアアップ補助金（平成27年9月24日付27福保子保第515号）

イ 東京都認証保育所事業（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する「技能・経験に着目した加算」

（3）補助額については、同一の設置者・事業者が運営する他の保育施設等における賃金改善に充てることができない。

（4）保育施設等に対する補助については毎月支払うことを基本とすること。ただし、あらかじめ概算により支払うことも差し支えない。

9 費用の補助

この要綱に基づく事業に、実施主体である区市町村が要した費用について、東京都は別に定めるところにより予算の範囲内において補助する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。